

夢育ロゴマークの活用について

岡山県教育庁教育政策課

1 趣旨

別記「夢育ロゴマーク」を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 利用者の範囲

- (1) 岡山県内の地方公共団体
- (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に該当する社会教育関係団体
- (3) その他岡山県教育庁教育政策課が適当と認める者

3 利用態様

- (1) 利用者は、媒体を問わず、学校教育活動及び社会教育活動において、次に掲げる態様で利用することができる。

ア 複写利用（複写により生じた複製物の譲渡及び公衆送信を含む。）

イ 二次的創作及びその利用（授業や教材、施策方針を周知する目的での周知資料等の創作又はその利用及び公衆送信を含む。）

ウ その他岡山県教育庁教育政策課が認める利用態様

- (2) 利用者は、次に掲げる態様で利用することができない。

ア 営利目的での利用

イ 公序良俗に反する目的での利用

ウ 攻撃的、差別的、性的、過激である等「夢育ロゴマーク」のイメージを損なうような利用

エ 反社会的な目的や違法な目的での利用

オ その他岡山県教育庁教育政策課が不適切と判断した態様での利用

4 使用料

当分の間、無料とする。

5 その他

その他「夢育ロゴマーク」の取扱いに関し必要な事項は、岡山県教育庁教育政策課が別に定める。